

権利関係④

代理

○×式確認問題

【解答・解説】

- × Aは、Bの代理人として、B所有の土地をCに売却したが、その際、AはBの代理人であるということをCに告げなかった。この場合、当該契約は、B自身が本人としてCとした契約となり、代理行為と認められることはない。
相手方Cが、Aが代理人であると知っていたかまたは知ることができるときは、有効な代理行為とみなされる
- × Aは、Bの代理人として、B所有の土地をCに売却した。この場合、Aが未成年者であつて、法定代理人の同意を得ないで売買契約を締結した場合、BはAに代理権を与えていても、Aが未成年者であることを理由に、当該売買契約を取り消すことができる。
任意代理人は、本人の意思で選任されるため、未成年者を選任した場合はそれを理由に取り消せない
- × Aは、Bの代理人と称する無権代理人Cと契約を締結したが、Aは、Cに代理権がないことにつき善意であれば、過失があつてもCに対して履行または損害賠償を請求することができる。 無権代理人に責任追及をできるのは、相手方が善意無過失の場合に限られる
- 4 無権代理人Aが、Bの代理人と称して、Cとの間でBが所有する甲土地の売買契約を締結した場合で、Bの死亡により、AがBの唯一の相続人として相続したとき、Aの無権代理行為は当然に有効となる。
この場合、無権代理人Aが生存しているので、相手方からの追認拒絶はできず、甲土地を引き渡さなければならない。
- × Bが、Aから何らの代理権を与えられていないにもかかわらず、委任状を偽造し、Aの代理人としてA所有の甲地をCに売却する契約を締結した場合、CがBの無権代理につき善意無過失であっても、当該売買契約は有効となる余地はない。
無権代理行為は、本人の追認があれば、はじめから有効な契約だったことになる
- × 代理権を有しない者がした契約を本人が追認した場合、その契約は別段の意思表示がない限り、追認をしたときから将来に向かって有効となる。
契約したときからである。追認したときからではない。
無権代理行為を追認するとその効果は遡及し、契約まで遡って有効となる